

機関番号：32720

研究種目：若手（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730466

研究課題名（和文） EUの均等（差別禁止）法政策と人権保障の新たな展開に関する研究

研究課題名（英文） Research on laws and policies of equal opportunities and a new sphere of human rights in the EU

## 研究代表者

引馬 知子 (HIKUMA TOMOKO)

田園調布学園大学 人間福祉学部 准教授

研究者番号：00267311

研究成果の概要（和文）：本研究では、EU均等（差別禁止）法政策の内容とその経済・社会的意義を、EU諸機関の政策文書、法（基本条約、指令や規則等）、関連施策を軸に明確にした。次に、その内容のEU、加盟国・地方における履行状況等を文献及び訪問調査に基づき把握し、これらを比較することで、EU内における多様性と一定の収斂（共通枠組み）を検討した。検討を踏まえ、EU全体の均等法政策の到達点や課題、今後の方向性をまとめた。加えて、EUと国際機関における動向の交錯（例えば、EUによる国連条約の批准等）について検討を行い、複層的なガバナンスの新たな形成とその構造を把握した。

以上を受け、EUが2000年代以降、均等法政策の対象として新たに設定した「障害」、「年齢」、「性的指向」、「人種・民族」、「信条・宗教」の事由を視野に入れ、日本におけるこれら各事由の均等法政策への示唆をまとめた。

全体として、社会的に不利な立場にある人々が、主体的に社会に参画する多様な手段とこの背景にある理念を、多角的に研究し明らかにした。

研究成果の概要（英文）： New approaches and ideologies in terms of social inclusion for disadvantaged people in the EU have been examined in this research.

First, the newly introduced laws and policies related to equal opportunities and anti-discrimination, such as the EU directive 2000/78/EC, EUROPE 2020 and the Renewed Social Agenda, have been focused upon within a socio-economic context.

Second, the transpositions of EU directives in the field and the impacts of EU treaties and policies on its member states have been analyzed based on literature review and survey.

Third, diversity and convergence in the implementation of the laws and policies among the member states have been discussed by way of comparison of the research data. Consequently, the shared fundamental approaches and ideologies within the EU have been pointed out. These approaches and ideologies are also influenced by the emergence of a new relationship between the EU and the UN in respect to equal opportunities and human rights. The relationship is symbolically illustrated by the formal confirmation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities by the EU in 2011.

Fourth, significance and limitations of the shared approach have been taken into account as well as the multi-tiered governance within the EU.

Finally, certain suggestions brought from the EU experience to the present reforms of Japanese related laws and policies have been considered. Also, the necessity of the introduction of Equity law irrespective to age, disability, race and ethnicity, religion and belief, and sexual orientation, has been discussed.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2010年度	1,700,000	510,000	2,210,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：均等法政策（差別禁止）・社会的排除・社会政策・人権・EU（欧州連合）、国際条約（障害者権利条約）、年齢・障害・人種／民族・信条／宗教、社会福祉

1. 研究開始当初の背景

EUが実施した2007年の「欧州機会均等年（European Year of Equal Opportunity for all）」が示すように、EU及びEU加盟国は2000年代に入り、社会的に不利な立場にある人々、あるいは排除されてきた人々の社会的包摂を目指して、均等（差別禁止）法政策を積極的に推進している。EUの同法政策は、予めから取り組まれてきた「性別（男女均等政策）」に加え、「障害」、「年齢」、「人種あるいは民族」、「宗教あるいは信条」、「性的指向」の6つの事由による差別の削減を目指す。「障害」等による差別に取り組む措置をEUが法的に執ることは、EU基本法（第一次法）であるアムステルダム条約（1999年発効）13条の制定により可能となった。同13条を根拠に、これを具現化する立法として、EUは2000年にEU2指令（「雇用均等一般枠組み指令（2000/78/EC）」と「人種・民族均等指令（2000/43/EC）」）を採択した。この背景には、欧州委員会の雇用・労使関係・社会問題・教育総局内に設置された「障害者対策室（1982年～）」による諸活動や、障害のある人々の社会的統合を推進する一連のヘリオスプログラム、社会的に不利な

立場にある人々への支援を行う欧州社会基金（ESF）による均等イニシアティブ（EQUAL Community Initiative）等の、EUの関連施策や研究等の積み重ねがあった。

社会的な機会の均等に関わり、A.セン（1999）は、“適切な社会的機会を与えられれば、個々の人間は自分の運命を効果的に構築し、互いに助け合うこともできる。人間をもつばら巧みな開発計画が生む利益の受身の受益者とみなす必要はない”と記す。これは、社会的に不利な立場にある人々の社会的な参加（経済的参加も含む）への均等待遇が、当事者やその家族・支援者にとって重要であるだけでなく、グローバル競争下にある少子高齢社会のあり方を左右することをも示唆している。

EU加盟国に一定の均等（差別禁止）法政策の導入を求める上記EU2指令、及び、EU均等施策と社会的排除（疎外）への取り組みは、「リスボン戦略（2000）」が掲げる“欧州経済社会モデル”の構築においても示されている。「社会政策アジェンダ（2005－2010）」は、①社会的統合の促進、②完全雇用と仕事の質、③基本的人権の強化と差別への戦い、③企業の社会的責任への取り組み等における政策提言を、数値目標やプログラムを含みつつ示

し、その内容は加盟各国において着手されている。

EU の新たな均等法政策の推進については、同法制導入前に欧州で議論を呼んだ社会福祉法と均等立法の折り合い等に例示される数々の論点と、その議論の収斂も見逃すことができない。EU 均等法政策の導入におけるポジティブ・アクションや合理的配慮にかかわる 1990 年代の議論の結果、EU は従来の社会福祉アプローチと新たな市民権アプローチは互いに補完し合うこと、均等法政策が従来にない当事者の主観的権利(subjective rights)を形成し得るとの合意の上に、新たな“EU モデル”の形成を目指すようになった。

さらに EU は 2007 年 3 月、同分野に関わる国連の「障害者権利条約(2006 年 12 月採択)」に署名した。これは、地域的統合機関による初の国連人権条約の署名でもある。署名はその後の正式確認(批准)の意思を示しており、国連条約は批准をもってその内容の履行が、批准した域内で約束される。一方、EU 指令は加盟国の国内法に優位して、その内容の遵守を加盟国に求め、加盟国には指令に即した国内法の制定や改正、及び、関連施策の実施等の義務が生じる。

すなわち、EU 地域の均等法政策とこれに基づく人権保障は、EU、国連、加盟国政府、加盟国内の州や地方との相互作用により生まれる複層的(multitiered)かつ新たなガバナンスのもとで、多様性の中にも一定の収斂をもって進められている。この流れは、改正 EU 条約となるリスボン条約(2007 年署名、研究当初未発効)にも影響を与えている。同条約は、職業選択の自由と勤労(労働)の権利保障(第 II-75 条)、法の前での平等と社会的な不利に立場にある人への差別の禁止(第 II-80, 81 条)、均等立法(差別禁止立法)への言及(第 III-124 条)等の人権保障を、包

括的に含んでいる。

現在、日本においても、社会的に不利な立場にある人の社会参加や「自立」が、少子高齢社会のなかで論点となっている。低所得者や障害のある人への自立支援プログラムの導入や、障害者自立支援法の行方、障害者権利条約の日本の批准に向けた検討において、EU 均等法政策とその加盟国における実際の履行状況、および、福祉と差別禁止モデルの両立を目指す“EU モデル”の把握は、多くの示唆を与えると考えられる。

## 2. 研究の目的

EU 均等法政策の位置づけと内容を、EU 2 指令と関連施策を中心に明確にし、これらの内容の EU 加盟国・地方における履行状況等を具体的に検討する。さらに同分野の EU 実践において、日本に参考となる点を考察する。

第一に、EU 均等(差別禁止)法施策である EU 2 指令を、第二に、EU 2 指令の EU 加盟各国内法への置換(transposition)や関連施策、及び、これらに対する欧州委員会の検討や見解を明らかにする。第三に、EU 同指令の実際の履行上の加盟国・地方間における相違と、EU 全体での収斂及び方向性を、5 つの事由(年齢、障害、人種/民族、信条/宗教、性的指向)ごとに検討する。

以上を踏まえて“多様性のなかの統合”を目指す EU の、均等法政策における内容と現在の到達点、新たなモデルの提示、さらにはこれらが EU の人々に与える実際の影響をまとめる。第四に、国連の人権条約を EU が正式確認(批准)した歴史的出来事の意義や意味、EU 内の議論、今後の動向を追うこととする。第五に、現在の EU の同分野の法政策の限界や課題、実際の取り組み施策(アクション・プログラム等)の実情を明らかにする。

最後に、日本における同分野の均等法政策(例えば、差別禁止法案/人権擁護法案に関わる議論、既存の障害者自立支援法・障害者雇用促進法・高齢者雇用安定法等の改正や関連施策に関わる議論)への具体的示唆を検討する。

## 3. 研究の方法

- ・文献研究・・・EU 関連機関・部署、EU 加盟国、国際機関(国連、ILO)、関連 NGO や労使団体、研究者等による文献を収集し、検討を行う。
- ・調査研究・・・文献から抽出した課題や文

献研究で不明確な点や疑問点、さらには、EU均等法施策の実際を把握するために、フィールド調査を行う。調査訪問先としては、欧州委員会の関係部署、NGO、研究機関があげられる。これら諸アクターへの調査研究を通じた関係性の構築のなかで、関係者と定期的に連絡を取り合い、調査研究の精度を高める。

・レビュー及び成果発表・・・研究のレビューを適宜受け、研究者間の意見交換を随時行い、これらをまとめに生かす。研究の各段階で研究の内容について口頭発表を行い、さらに論文等を通じて成果を公表する。

#### 4. 研究成果

社会的に排除された人々が、社会・経済的に等しく参加する均等な機会の保障を、EUは、人権保障のみならず、少子高齢社会の社会・経済的な活力向上の柱として掲げている。このための最新の取り組みと理念、その歴史的な経緯について、まず文献を通じて把握した。この上で、欧州委員会のソーシャル・インクルージョン部門等の諸部署、専門の研究者、関係NGO等に聞き取り調査を行い、情報や議論の正確性・最新性等を確保した。

研究対象分野の法政策は、欧州で近年重視され、急速に展開をみせていることがわかった。雇用・就労分野の法整備がまず進んできたが、EUでは新たに社会サービス、モノ、教育等の生活全般にわたる均等待遇法制が、全事由を対象に提案され審議中である（注：「人種・民族」の事由のみ全分野での既存指令あり）。これらの動向についても、研究後半では、現状の把握に努めた。また、研究期間中に、EUが地域の統合機関として、国連の人権条約「障害者権利条約」の正式確認（批准）を決定した。このように、EU均等法政策では研究期間中にいくつかの大きな動きがあった。これら動きについては、その都度内容や意義を明らかにし、加えて、EU地域の複層的なガバナンスの形成についても検討を行った。

研究を通じて築いた諸機関や研究者との関係を活かし、日本国内の関係者に随時照会をすることができた点も研究の成果である。

全体として、本研究を通じて得られた最新の資料・知見は日本の関係諸機関・者に広く提供し、また検討結果について、複数回にわたり報告を行った。すでに、論文として公表したもの、及び公表予定で準備中のものがある。

研究期間中は、「障害」領域の成果公表が多かったが、その他各事由についても把握を進めており、均等法政策の全体の意義や方向性や、適切な社会的機会の提供と社会的包摂等に関わる理論的な検討をまとめつつある。

また、日本では未だ研究がほとんど行われ

ていない「複合的な差別（人種と障害、女性と年齢等）」と社会的排除に対する取り組み、当事者の家族など関係者への均等待遇保障についても一定程度の研究成果があった。これらの研究をさらに深めるとともに、合理的配慮とポジティブアクション、均等待遇と特定政策領域（社会サービス、福祉的就労）等のカギとなる概念を用いた研究も継続予定である。

本研究を通じて蓄積した資料や知見をもとに、さらなる研究を積み重ね、その成果を社会に還元する予定である。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

- ① 引馬知子「EU均等法と障害のある人・家族・支援者の雇用 —英国コールマン事件を契機とする均等待遇保障の新展開」『労働法律旬報』旬報社 No.1696, p.43-52 (2009) 査読無
- ② 引馬知子「EUの保護雇用に関する現状と法政策の方向性 —障害のメインストリーム化と就労支援・労働者保護」『福祉的就労非雇用型分野における労働法適用に関する研究会 —国際的な動向を踏まえた福祉と雇用の積極的融合』日本障害者リハビリテーション協会 (2009) p.136-158 査読無
- ③ 引馬知子「国連障害者権利条約のEU正式確認 —複層的な人権保障システムの誕生」『自由と正義』vol.61 日本弁護士連合会 p.15-25 (2010) 査読無
- ④ 引馬知子「EUの視覚障害者を取り巻く現状と法施策の動向 —雇用・就業分野を中心に」社会福祉法人日本盲人福祉委員会 『EU諸国における視覚障害者の就労実態等に関する調査報告書』 (2011) p.23-34 査読無

〔学会発表〕（計9件）

- ① 引馬知子「多様性を尊重し活かす社会の創造へ向けて —EUを中心とする均等（差別禁止）法制と個人の選択肢の拡大」日本弁護士連合会主催 院内集会『障がいのある人の権利条約批准と批准に際し整備すべき国際法』（於 参議院議員会館）(2009)
- ② 引馬知子「EU均等法の障害規定と加盟国—加盟国内の置換、割当雇用制度、合理的配慮等の現状」福祉的就労分野における労働保護法の適用に関する研究会（於 日本障害者リハビリテーションセンター）(2009)
- ③ 引馬知子「障害に関わるEU法政策と加

盟国－就労を中心に」 日本貿易振興機構アジア経済研究所『開発途上国の障害者と法：法的権利の確立の観点から』（於 日本貿易振興機構アジア経済研究所）(2009)

- ④ 引馬知子「EUにおける障害者雇用法政策と福祉的就労」日本障害者協議会 社会支援雇用研究会（於 新宿区障害者福祉センター）(2010)
- ⑤ 引馬知子「障害と雇用・就労に関わる国際的潮流」内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成21年度 障害者施策総合推進地方会議（東／西ブロック）『共生社会の実現をめざして』（於 代々木オリンピックセンター／エル大阪）(2010)
- ⑥ 引馬知子「EUの障害者雇用政策の最近の動向－文献調査と訪問調査から」独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター『雇用関係における障害者の均等待遇を実現するための諸方策に関する研究』（第2回専門家ヒアリング（科研費出張に基づく報告の実施））（於 障害者職業総合センター）(2010)
- ⑦ 引馬知子「障がいと雇用・就労に関わる国際的潮流－障がいのメインストリーム化と教育・福祉・労働の融合」福岡市教育委員会指導部発達教育センター（於福岡市西市民センター）(2010)
- ⑧ 引馬知子「障害者就労支援分野の専門職養成の現状と課題」第33回総合リハビリテーション大会 『総合リハビリテーションの新生』（於 東京大学）(2010)
- ⑨ 引馬知子「EUにおける障害者差別禁止法制」内閣府 障がい者制度推進会議差別禁止部会（於 中央合同庁舎）(2011)

〔図書〕(計3件)

- ① 引馬知子「EU社会政策の多次元展開と均等待遇保障－一人々の多様性を尊重し活かす社会の創造に向けて」福田耕治編『EU・欧州統合研究－リスボン条約以後の欧州ガバナンス』成文堂 p.226-249 (2009)
- ② 引馬知子 「障害者の社会的排除と人権保障－“合理的配慮”を軸として労働と社会保障を結ぶEU実践」 荒木誠之・桑原洋子編 『社会保障法・福祉と労働法の新展開』信山社 pp.175-200 (2010)
- ③ 引馬知子「EUにおける保護雇用下の障害者が「労働者化」する可能性」松井亮輔・岩田克彦編『障害のある人の福祉的就労の「労働者化」を目指して』中央法規 (2011)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
特になし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

引馬 知子 (Hikuma Tomoko)

田園調布学園大学・人間福祉学部・准教授

研究者番号： 00267311